

生徒指導提要进行

平成23年1月12日 第14号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方

第1節 組織的対応と関係機関等との連携(生徒指導提要P127~P132)

1 チームによる支援

チームによる支援とは、問題を抱える個々の児童生徒について、校内の複数の教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどがチームを編成して児童生徒を指導・援助し、また、家庭への支援も行い問題解決を図るものです。

(1) チームによる支援の基本的な考え方

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境をはじめとする児童生徒を取り巻く様々な環境が影響を及ぼしている事例が多く、いち早く学校内で情報を共有し、チームを組み、早期から対応していくことが大切です。なお、チームによる支援には、(ア)校内の複数の教職員が連携して援助チームを編成して問題解決を行う校内連携型、(イ)学校と教育委員会、関係機関等がそれぞれの権限や専門性を生かしたネットワーク型、(ウ)自殺、殺人、性被害、深刻な児童虐待、薬物乱用など、学校や地域に重大な混乱を生じる事態に対して、緊急対応を行う緊急支援(危機対応型)があります。

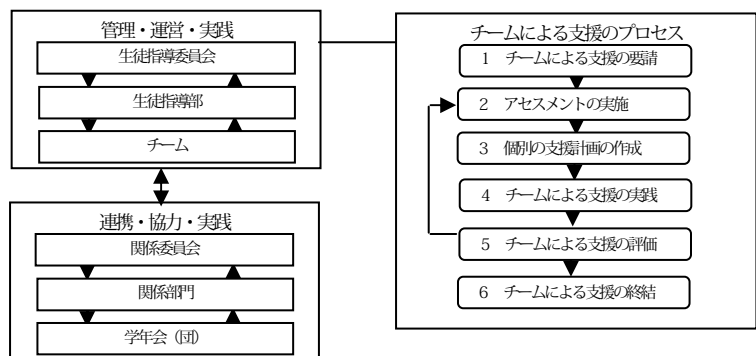
問題行動等の解決のためには、児童生徒の様々な情報を円滑に共有し、合理的かつ効率的な対応をすることが大切です。そのための有効な手段としてケース会議があります。

(2) 個別の事案に応じたチームによる支援体制の確立

チームによる支援を行う場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、支援員、学生ボランティア等を有効に活用することが望まれます。また、生徒指導に関し豊富な経験を有する校長・教員OBや少年非行に見識の深い警察官OB、心的や法的な問題に詳しい専門家などをチームに加え、協力や助言を得ることも大きな効果をもたらすことがあります。

(3) チームによる支援のプロセス

チームによる支援のプロセスは、「アセスメント、個別の支援計画の作成、チームによる支援の実施、評価」が最終に至るまで繰り返されます。具体的には、右図のとおりです。



2 学校種間や学校間の連携

(1) 連携の必要性

児童生徒の豊かな人間性をはぐくみ、児童生徒の発達や抱える課題の解決をより効果的に進めるため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校がそれぞれの学校種間の連続性を意識しながら教育活動を行う「縦」の連携と、学校間の交流や情報交換など「横」の連携を行い、生徒指導を組織的・継続的に行うことが大切です。

(2) 学校種間の連携

学校種間の連携を図るためには、教職員一人一人が幼稚園段階から高等学校段階までのつながりの中での各学校種の役割を認識して指導を行う必要があります。

[例] 合同研修の実施や生徒指導連絡会議の開催 など

(3) 学校間の連携

学校間の連携としては、近隣の学校と学校行事や体験活動・部活動などを合同で行ったり、同じ中学校区内での小学校間の児童の交流を活動として取り入れたりすることなどが挙げられます。また、中学校区や市内などの同一地域だけでなく、姉妹都市など、異なる地域との学校間における連携もあります。

高等学校では、中途退学問題への対応として、高等学校間の連携による単位互換など、生徒の能力や興味・関心に応じた教育課程の改善を行っている例もあります。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。